

## 12. 富良野市建設工事地域限定型一般競争入札実施要領

### 1 趣旨

この要領は、富良野市が発注する工事及び委託業務(設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務をいう。以下同じ。)のうち、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定に基づき地域限定型一般競争入札(入札に参加する者の事業所の所在地に関する要件を定めて行う一般競争入札をいう。)を実施する場合の事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 地域限定型一般競争入札の対象となる工事及び委託業務

市長が適当と認めた工事及び委託業務について、地域限定型一般競争入札を行うものとする。

### 3 入札の公告

市長は、入札の公告に当たっては、おおむね次に掲げる事項を、新聞紙、富良野市ホームページ、掲示その他の方法により周知するものとする。

ア 入札に付す事項(工事名、工事場所、工期、工事の概要等)

イ 入札参加資格者の要件

ウ 入札説明書等の配布期間、場所等

エ 地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期間、場所等

オ 入札保証金の有無

### 4 入札参加資格

市長は、次に掲げる事項を入札に参加する者に必要な資格として定めるものとする。

- (1) 発注工事の対応する政令第167条の5第1項の規定により、市長が定めた契約の種類に応じた資格の種類を有すること。ただし、土木、建築、とび・土工、舗装、管、水道、造園、電気、塗装、屋根、建具、ガラス、内装、板金工事にあつては、当該入札の工事予定価格に応じた等級に該当するものであること。

- (2) 富良野市建設工事等競争入札参加資格者指名停止事務処理規程第2条第1項の規定により指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 本店又は営業所等(工事にあつては建設業法(昭和24年法律第100号)第3条で規定する営業所、委託業務にあつては政令第167条の5第1項の規定による資格の審査において申請した支店・営業所等に限る。)が富良野市内に存すること。
- (4) 過去5年間に、富良野市内で官公庁が発注した同種工事を元請けで施工した実績があること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (5) 工事にあつては、(1)から(4)のほか、次のアからオまでに掲げる事項
- ア 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の富良野市競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
  - イ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。
  - ウ 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事に専任で配置できること。
  - エ 発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - オ 共同企業体の入札参加を認める場合にあつては、共同企業体が(1)及び(2)並びにイ及びウに該当し、かつ、共同企業体の構成員が(3)及び(4)並びにア、ウ及びエに該当するほか、次の(ア)及び(イ)に掲げる事項に該当すること。
    - (ア) 発注する工事に対応する共同企業体の構成員の建設業法の許可業種が許可を受けてから営業年数が4年以上あること。
    - (イ) 共同企業体の構成員が単体企業又は他の共同企業体の構成員として、発注する工事の入札参加資格を受けていないこと。
- (6) 委託業務にあつては、(1)から(4)のほか、次のア及びイに掲げる事項
- ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。
  - イ 成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者が必要な場合にあつて

は、当該照査技術者をアの管理技術者とは別に配置できること。

## 5 入札の参加申請

- (1) 地域限定型一般競争入札に参加しようとする者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に次の書類を添付して、市長に提出し、その審査を受けなければならない。

なお、提出方法は持参によるものとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けられないものとする。

ア 類似工事施工(業務受託)実績調書(別記第3号様式)

イ 類似工事施工(業務受託)実績を証明するものとして、工事(受託業務)実績証明書(別記第4号様式)又はこれに代わる書面(契約書の写し)並びに共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び経常建設共同企業体附属協定書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

- (2) 前項の申請書の提出期限は、図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧を開始する日の翌日から起算して、おおむね7日とするものとする。

## 6 入札参加資格の審査

- (1) 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して5日以内に合議制の組織(以下「委員会」という。)においてその内容を審査させ、その結果を地域限定型一般競争入札参加資格審査結果通知書(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

- (2) 市長は、(1)の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認めた者(以下「非資格者」という。)に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して5日(富良野市の休日を定める条例(平成2年条例第16号)に規定する休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

- (3) 非資格者が(2)の説明を求める場合は、市長に対し書面によりこれを行わせるものとする。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けられないものとする。

- (4) 市長は、(3)の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる

最終日の翌日から起算して5日以内に、非資格者に対し別記第7号様式により回答するものとする。

(5) 市長は、(4)の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から5日(休日を含まない。)以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

(6) 市長は、非資格者に入札参加資格があると認めるときは、(4)の回答と併せて、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

(7) 市長は、(5)の通知を行うに当たっては、委員会の審査を経てこれを行うものとする。

#### 7 入札参加資格の取消し

市長は、6の(1)の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が4に掲げる要件に該当しないと認めるとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとする。

#### 8 設計図書の閲覧等

発注工事又は委託業務に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日までの間、市長が指定する場所において閲覧に供するほか、入札参加資格審査申請をする場合に限り、閲覧期間中、複写させることができるものとする。

#### 9 現場説明

市長は、必要があると認めるときは現場説明を行うものとする。

#### 10 標準的日数

この要領に定める手続の標準的日数は、別紙に示すとおりとする。

#### 11 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成25年5月1日から施行する。

平成25年4月1日一部改正。